

2018年3月19日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 長谷川 直人

Tel: 03-3457-2100

海外子会社年金のバイアウト実施について

当社は、当社連結海外子会社である Toshiba Europe GMBH(以下、TEG)の、英国信託法の下で運用されている確定給付年金制度(注1)に関する年金のバイアウト(注2)を実施することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。本件バイアウトは、2018年3月中に完了予定です。

記

1. 本件バイアウト実施の背景

TEG は、当社が、2014年7月31日付「映像事業の安定的黒字化に向けた施策について」にて公表の施策の一環で、2014年に、東芝情報システム英国社(以下、TIU)の映像事業部門を支店化し、それに伴い、TIUの映像事業部門の元従業員の確定給付年金制度(以下、本件確定給付年金)の積立義務も負うようになりました。その後、TEG から追加の掛金を拠出しておりましたが、英国における年金制度全体に影響を与えた同国の人口構成や金融環境の変化等により、本件確定給付年金においても積立不足が生じました。英国においては、トラスティ(注1)の最終的な目標は確定給付年金制度を保険会社に移転することであり、保険会社は移転に伴い年金の支給義務を負うことになります。そしてトラスティは、いつでもバイアウトを実施する権限を有しております。本件確定給付年金においても、トラスティの権限行使によるバイアウト実施および本件確定給付年金の積立不足によって、トラスティがTEGに多額の本件確定給付年金への支払を課す可能性もあり、TEGの財務状態に将来の重大な不確実性をもたらしました。このため、当社は、バイアウト実施のタイミングを選択することでコストを抑えることができ、競売によってさらなるコスト削減やより有利な条件での契約締結が見込まれる本件確定給付年金のバイアウトを行い、トラスティの権限行使の結果で生じるTEGの財務上の不確実性を除去することを決定しました。

なお、当社は、2018年2月28日付「(開示事項の経過)東芝映像ソリューション株式会社の株式譲渡完了に関するお知らせ」にて、映像事業を推進する東芝映像ソリューション株式会社(以下、TVS)の発行済株式の95%をグループ外へ譲渡し、譲渡完了により、TVSが当社連結対象から外れることを

公表しておりますが、本件確定給付年金は譲渡対象外です。

2. 本件バイアウトの概要

トラスティは、年金制度加入者への年金支給義務を保険会社に移転します。この移転後は、トラスティおよび TEG は、将来の年金支給義務を負わないこととなります。保険会社は、年金制度の資産を取得し、年金支給義務を負うために必要な追加的な金額を計算します。TEG は、年金制度の資産額と保険会社と合意した金額の差額を一時費用として支払います。

3. 海外子会社の概要

(1) 名称: Toshiba Europe GmbH (東芝システム欧州社)

(2) 所在地: ドイツ連邦共和国、Neuss 市

(3) 代表者: Damian Jaume

(4) 事業内容: パソコンの販売等

(5) 資本金: 64.3 百万ユーロ (約 109 億円)

(6) 設立年月日: 1969年2月28日

4. 英国確定給付年金制度の概要

(1) 名称: 20-20 Trustees Limited

(2) 所在地: 英国、Manchester

(3) 代表者: Antony Miller

(4) 年金受給者: 1,362名(2017年9月末時点)

(5) 設立年月日: 1974年1月22日

5. 日 程

(1) 当社決裁日: 2018年3月19日(本日)

(2) トラスティと保険会社の契約日: 2018年3月22日(予定)

(2) バイアウト完了日: 2018年3月末までに(予定)

6. 今後の見通し

当社は、2017年度に約94.5百万ポンド(約141億円)の連結営業損失を計上予定ですが、当該損失見込みは、当社が2018年2月14日付で公表した、2017年度通期業績見通しに織込済みです。また、当社単独決算においては、当社よりTEGへ増資を実施し、バイアウトを実施することでTEGに損失が発生することに伴い、約134億円の減損損失を2017年度第4四半期に計上する予定です。

- (注1) 英国では、確定給付年金制度は、通常、英国の信託法の下で制定されます。トラスティ が指名され、事業主から独立して行動し、信託の運営責任を負い、当社の従業員や元従 業員の代理として制度を運営します。
- (注2) バイアウトは、確定給付年金制度の給付義務を、保険会社等の金融機関に、保険料の支払いと引き換えに移転することにより生じます。

以上